

藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条中「（平成7年法律第39号）」を削る。

第8条を次のように改める。

（延滞金）

第8条 占用料を納期限までに納付しない者に対しては、藤沢市税外収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）の規定を適用し、延滞金を徴収する。この場合において、同条例第2条及び附則第2項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」とする。

別表中「第2条関係」を「第3条関係」に、「（政令第7条第2号）」を「（政令第7条第4号）」に、

政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき 1月	840円	を
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		300円	

政令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき 1年	2,950円
政令第7条第3号に掲げる津波か		Aに0.028を

らの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設		乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	840円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		300円

に、

「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「第7条第7号に掲げる施設並びに第8号」を「第7条第9号に掲げる施設並びに第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に、

政令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額

を

政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に規定される地下に設ける電線類	長さ1メートルにつき1年	10円

に改

める。

附 則

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、

平成26年4月1日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）の規定により道路の占用の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうち同日以後の期間に係る占用料を納付している者の当該納付している期間に係る占用料については、改正後の藤沢市道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、市税における延滞金等の割合の特例が見直されることに伴い所要の改正を行うこと、道路法施行令の改正により占用許可対象工作物等が追加されたことに伴い占用料の額を定めること等の必要による。